

(司法ネット懇談会資料)

地域における司法のあり方

鳥取県知事 片山善博

- 1 司法は縁遠い - 県民意識調査、法的サービスの提供に関する意見交換会
 - ・意識の障壁 - 裁判沙汰、敷居が高い、実態も不分明
 - ・アクセスが容易でない - 身近に弁護士がない
 - ・司法では十分な解決が得られない - 遅い、煩わしい

- 2 司法を身近にするための実践
 - ・啓発 - 県政だより等
 - ・司法教育 - 機構論だけでなく、利用論を
 - ・弁護士会との連携 - 模擬裁判等への協力、地域司法計画策定作業に参画
 - ・法曹の積極的任用 - 外部監査、行政の透明化（公共事業の入札、外郭団体の理事等）

- 3 県政自身が司法的解決を日常的に活用
 - ・国や関係機関を訴えることも辞さず（ウラン残土訴訟）
 - ・県も被告になることを厭わず

- 4 地域における司法の実態と過疎解消に向けた鳥取県の取組み
 - ・弁護士は少なく、多忙 - さらに潜在需要も旺盛
 - ・公設事務所開設への側面支援

- 5 これからの地域と司法のあり方
 - (1) 社会のあり方と司法 - わが国をのびやかな国にするために
 - ・トラブルはスマートに司法で解決を
 - ・国民の意識改革（司法を「裁判沙汰」から「社会の交通整理」に）
 - ・官公庁の姿勢も転換を - トラブルの解決を司法に委ねる謙虚な姿勢に
 - (2) 地方分権時代の到来と司法
 - ・地方の立法作用増大（試行錯誤、粗製濫造、玉石混交） - 司法の出番も増大
 - ・国の行政指導によるチェックから司法によるチェックへの転換

- 6 国による司法インフラの量的、質的充実を
 - ・相談機能、アクセスポイントを増やす
 - ・弁護士の過疎解消
 - ・裁判の迅速化 - 簡単な判断の仕組みの検討、裁判官等の充実と資質向上